

平成 23 年 12 月 1 日
(平成 28 年 6 月 1 日一部修正)
(令和 5 年 1 月 1 日一部修正)

現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱いについて

財務部財政課

洲本市では、平成 23 年 11 月 14 日付け国土交通省「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」の通知に基づき、現場代理人の兼務を認め、工事内容等により柔軟に対応することとします。

1. 対象工事

洲本市が発注する工事

2. 兼務の条件

①兼務に係る各工事の当初請負金額が 2,500 万円未満であること。

※平成 28 年 6 月 1 日以降、建築一式工事については 7,000 万円未満、その他工事については 3,500 万円未満とします。

※令和 5 年 1 月 1 日以降、建築一式工事については 8,000 万円未満、その他工事については 4,000 万円未満とします。

②兼務させる現場代理人が、他の工事で専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。

③工事の管理に支障がなく、発注者との連絡にも支障をきたさないこと。

④一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理すること。

3. 適用開始

平成 23 年 12 月 1 日以降に公告または指名通知を行うもの

※上記 2. ①による適用金額の修正については、平成 28 年 6 月 1 日以降とします。

※上記 2. ①による適用金額の修正については、令和 5 年 1 月 1 日以降とします。

【問い合わせ先】

財務部財政課契約係 TEL0799-24-7627